

高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金及び授業料減免）

【適格認定における学業成績の基準】

処置区分	学業成績基準（修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断）	2027 年 4 月以降の支援 ※4 年生は満期終了のため、 支援継続はなし
継続	警告・停止・廃止に該当しない者	継続
警告	①修得単位数の合計が標準修得単位数の 7 割以下である（廃止の区分に該当するものを除く） ②GPA 等が所属学部学科における下位 1/4 の範囲に属する ③履修科目の授業への出席率が 8 割以下であることその他学修意欲が低い状況にあると認められる場合（廃止の区分に該当するものを除く）	継続 ※ただし、警告処置が続く場合は 停止となる
停止	警告の区分に該当する学業成績に連続して該当する（2 回目の警告が GPA 下位 4 分の 1 以下の基準のみに該当する場合に限る。また、連続して 3 回該当する場合を除く。）	停止 ※翌年度の処置が警告または廃止の場合は廃止となり、継続の場合は支援再開となる
廃止	①修業年限で卒業できないことが確定したこと ②修得単位数の合計が標準修得単位数の 6 割以下である ③警告の区分に該当する学業成績に連続して該当する場合（停止の区分に該当する場合を除く）	廃止

※廃止（遡及取消）について

当該年度までの総修得単位数が標準修得単位数の 1 割以下である等、学業成績及び学修意欲が著しく低いと判断される場合は、遡及取消となり、それまで振り込まれた給付奨学金及び減免額分の授業料を返還いただきます。

【修得単位の基準】※表示されている数字以下の場合に警告、廃止に該当します。

学部	1 年終了時			2 年終了時			3 年終了時		
	標準修得 単位	警告	廃止	標準修得 単位	警告	廃止	標準修得 単位	警告	廃止
教育（2020 年度入学生以降） 人間科 情報 国際 経営 健康栄養（2026 年度入学生以降）	31	21	18	62	43	37	93	65	55
健康栄養（2025 年度入学生以前）	33	23	19	65	45	39	98	68	58
文	32	22	19	64	44	38	96	67	57